

## 東京弁護士会とは

あなたにとって身近な弁護士会を目指しています  
～基本的人権の擁護と社会正義の実現のために～

東京弁護士会は、約9,700人の弁護士会員数を誇る日本最大規模の弁護士会です。  
1880年(明治13年)6月29日に、前身である東京代言人組合が設立され、その後、弁護士法(明治26年法)が公布された1893年(明治26年)に東京弁護士会となりました。

刑事弁護、子ども、高齢者、障がい者、女性、消費者、犯罪被害者、外国人、公害・環境など、あらゆる分野の人権問題に取り組むほか、市民のみなさんが利用しやすいように、法律相談サービスを拡充しています。

また、人権擁護の観点から、適正な司法制度の実現、立法その他の施策が具体化するように声明や意見書を発表したり、法務省や裁判所とも協議したりしています。

自治組織として、弁護士や弁護士会の改革も積極的に進めています。



**「東京弁護士会人権賞」とは** 東京弁護士会は、1986年(昭和61年度)から、東京弁護士会人権賞(略称「東弁人権賞」)を制定し、人権擁護活動に尽力されてきた方々を毎年表彰してまいりましたが、この賞を制定した趣旨は次のようなところにあります。

戦後、日本国憲法のもとに基本的人権は育ってきました。しかし、人権が侵される事例はまだまだあとを絶ちません。社会の変化とともに人権の中味も変わっていきまますし、新しい人権をも育てていかなければなりません。日本国憲法が謳っているように、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」(第97条)です。このような「自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」(第12条)ものです。

人権は、多くの人々のたゆみない努力によって、擁護され発展し、定着していくものです。弁護士法第1条は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と定め、人権の擁護を弁護士の責務としています。

東京弁護士会はこうした責務を自覚し、いまなお人権に対する侵害が存在し、人権の内容の空洞化などが指摘されているなかで、人権擁護活動に地道な努力をつみ重ねてこられた方々を表彰し、人権の発展、定着に寄与することが極めて意義のあることと考えております。

## 第40回 東京弁護士会人権賞受賞 優生保護法被害全国弁護団

優生保護法被害全国弁護団は、2018年に全国各地の弁護士が結集して結成された団体です。旧優生保護法(1948年制定、1996年母体保護法に改正)に基づく強制不妊手術等の被害回復を目的とし、国家賠償請求訴訟の提起、被害者支援、社会的啓発活動等を一貫して行ってきました。

旧優生保護法に基づく国の重大な人権侵害に対し、被害者の発掘・法的支援、国家賠償請求訴訟の提起・遂行、裁判所に対する障害のある人への合理的配慮・情報保障の要求、早期解決に向けた国会議員との連携、国への働きかけ、障害者差別の構造的背景に対する社会的啓発活動

## 第41回 東京弁護士会人権賞 候補者推薦のお願い

東京弁護士会人権賞が発足してから本年度で第41回目を迎えます。この賞は、当会及び民間の個人、グループ、団体の優れた人権擁護活動を表彰し、基本的人権の定着、発展に寄与しようとするものです。いわば在野の人権活動に光をあて、これらの人々を励まし、より一層の人権活動が活発になることを目指すものです。

地道に活動されている方々を表彰するために、皆様から多数のご推薦をいただきたくお願い申し上げます。(自薦他薦を問いませんが、他薦の場合は、対象者の方の了解を事前にお取りください)

### 本賞の対象者は、次のような人権擁護活動をされた方々です。

- ① 基本的人権の侵害に対する救済活動－例えば、再審、冤罪事件の弁護活動等－
- ② 国際的な人権擁護活動
- ③ 人権にかかわる立法への貢献又は阻止活動
- ④ 人権思想の確立のための研究・啓発活動
- ⑤ 公害、社会福祉等の各分野における人権に関する諸活動
- ⑥ その他広く人権に関する活動－例えば、新しい人権の確立のための活動等－



原則として東京都内に住所、事務所又は活動の本拠をおく方々を表彰の対象としておりますが、その活動が全国的又は国際的に広がりをもつ方々も表彰の対象に含まれます。

※推薦の締切りは、**2026年8月14日(金)**です。

候補者の推薦は、東京弁護士会事務局総務課「人権賞係」(03-3581-2204)までご連絡ください。推薦書類一式を送付いたします。(推薦書類は、当会ホームページからもダウンロードできます)  
※応募書類は選考委員に提供し、選考のために使用いたします。応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。



推薦された方々につき、選考委員会の審議を経て、11月中に受賞者を決定し、2027年1月以降に表彰(副賞として記念品と総額100万円を贈呈)いたします。  
なお、詳しくは、当会ホームページ <https://www.toben.or.jp/know/activity/jinkensyou/> をご参照ください。

東京弁護士会 会長 石原 修

など、その活動は多岐に及び、2024年7月3日には最高裁大法廷において、旧優生保護法の違憲性と国側の賠償責任を認めさせる歴史的判決を勝ち取りました。

また、上記の最高裁判決以降も、補償立法の実効性確保や被害者団体との協働を通じて、被害者の尊厳回復と障害者差別の是正を目指し、現在も活動を継続しています。